

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。
また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、就業時間の制限を緩和すること。
あわせて、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。
3. 女性の就労機会の拡大を図ること。
また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。
4. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。
5. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
6. 東日本大震災関係について
 - (1) 事業復興型雇用創出事業について、財政措置を拡充するとともに、実施期間の延長を図ること。
 - (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
 - (3) 被災地において、製造業や加工業をはじめ、医療・介護等の他分野にわたる労

働力の確保が急務となっていることを踏まえ、就職促進や教育訓練等に係る財政支援措置を講じるとともに、高齢者及び女性の雇用機会の拡充を図ること。

(4) 被災地における産業人材の確保に一定の効果があることから、外国人技能実習生の実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大等、制度の拡充を図ること。